

転入された方へ（ご案内）

住所が変わりますと、様々な届出が必要になります。次の項目に該当される方は、各担当窓口で手続きをしてください。ただし、 の項目は、住民登録が終わってからの手続きになりますので当日に手続きをされる方は、お呼びするまで市民課でお待ちください。

【支 所】

★マークがついた項目の一部は支所でも手続きできます。全ては行えませんので、詳しくは、北部・桜井・明祥支所にご確認ください。

【くらしの手続きガイド】

簡単な質問に答えるだけで必要な手続き、持ち物、窓口の場所をご確認いただけます。QRコードからアクセスしてください。




受 付 時 間 **午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）**

項 目	内 容	持 ち 物	担 当
コンビニ交付	マイナンバーカードの住所変更をした翌日から、マイナンバーカードを使用してコンビニで証明書を取得できます。	・マイナンバーカード	窓口 1 (本庁舎 1 階) 市民課 証明係 電話 71-2221
★ マイナンバーカード 住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	手続きが必要ですので、お持ちください（外国籍の方を含む場合は、市民課本庁のみの取り扱いとなります。）。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	窓口 2 (本庁舎 1 階) 市民課届出係 電話 71-2268
児童手当	中学 3 年生以下(15 歳に達した年度末まで)の児童を養育している方(父又は母で所得の高い方)が対象です。 前住所地の転出予定日の翌日から 15 日以内に申請してください。 ※持ち物が不足していても受付は可能です。期限内に申請してください。	・本人確認書類（来庁者） ・健康保険被保険者証（請求者） ・振込先口座のわかるもの（請求者） ・請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの	窓口 3 (本庁舎 1 階) 子育て支援課 子育て支援係 電話 71-2227
はぐみんカード (愛知県子育て支援 パスポート)	18 歳以下の児童のいる子育て家庭及び妊娠中の方に発行しているカードです。協賛店舗等で提示すると、商品の割引やサービスなど特典が受けられます。	<子育て家庭> 保護者の本人確認書類 <妊娠中の方> 母子健康手帳	
児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	ひとり親家庭になった方で、児童の年齢が 18 歳以下(18 歳に達した年度末まで)の場合が対象です。ただし、児童扶養手当のみ児童が重度、中度の障害がある場合は、児童の年齢が 20 歳に達するまで対象です。 ※すでに手当の認定を受けている方も手続きが必要です。	・本人確認書類 ※面談が必要となります。担当にお問い合わせください。	窓口 4 (本庁舎 1 階) 子育て支援課 子育て支援係 電話 71-2229
保育園・認定こども園(保育園コース)の入園	ご希望の方は、担当へご相談ください。		窓口 6 (本庁舎 1 階) 保育課 入園係 電話 71-2228
幼稚園・認定こども園(幼稚園コース)の入園	ご希望の方は、各園へご相談ください。		
施設等利用給付認定 (幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の幼児教育・保育の無償化)	3～5 歳児、市民税非課税世帯の 0～2 歳児で、保育の必要性の有無によって認定が異なります。別途、申請が必要です。	幼稚園・認定こども園については、各園へお問合せください。認可外保育施設等については、担当へお問合せください。	
子ども医療	18 歳到達の年度末までの子どもの「入院及び通院」医療費（保険診療分）を助成します。	・健康保険被保険者証（子どもの名前の記載されたもの）	窓口 8 (本庁舎 1 階) 国保年金課
福祉医療	福祉医療(心身障害、精神障害、母子・父子家庭、後期高齢者福祉)に該当する方の医療費を助成します。 ※ひとり親家庭等の方は子育て支援課、障害者手帳等をお持ちの方は障害福祉課で手続きをしてお越しください。	・健康保険被保険者証 ・障害者手帳等（お持ちの方のみ） ※自立支援医療(精神通院)を申請される場合は、マイナンバーカード又は通知カード	医療係 電話 71-2232

項目	内容	持ち物	担当
養育医療	未熟児養育医療に該当する方の医療費を助成します。	・健康保険被保険者証 ・養育医療意見書及び世帯の市区町村民税額を証明するもの（必要な方のみ）	窓口 8 （本庁舎1階） 国保年金課 医療係 電話 71-2232
後期高齢者医療	75歳以上の方(前住所地で後期高齢者医療に加入していた方)は手続きが必要です。	・後期高齢者医療被保険者証 ・負担区分証明書（お持ちの方のみ） ・口座内容の分かるもの	
★国民健康保険	勤務先の健康保険(本人・扶養)に加入していない方は、安城市の国民健康保険に加入してください。 70歳以上の方は高齢受給者証を交付しますので、窓口へお越しください。 限度額適用認定証等をお持ちの方は改めて申請してください。	・本人確認書類 ・マイナンバーカード又は通知カード ・口座内容の分かるもの ・通帳印	窓口 9 （本庁舎1階） 国保年金課 国保係 電話 71-2230
年金	海外から転入の方は、国民年金第1号への加入手続きが必要です。また、在外任意加入中の方は、任意加入の喪失と国民年金第1号への加入手続きが必要です。（厚生年金加入中の方は、手続き不要です。）	海外からの転入の方 在外任意加入中の方 ・本人確認書類または年金手帳	窓口 10 （本庁舎1階） 国保年金課 年金係 電話 71-2231
	退職等により新たに国民年金第1号に加入する場合は、窓口にお越しください。	退職等により国民年金第1号に加入する方 ・本人確認書類または年金手帳 ・離職票又は退職証明書	
	年金を受給をしている方は、住所変更届が必要か窓口で確認してください。	年金を受給している方 ・本人確認書類または年金証書	
障害(児)者福祉	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、住所変更の届出と手当など各種サービスの申請をしてください。	・障害者手帳 ・本人名義の預金通帳 ・マイナンバーの確認できる書類 ※手当については、担当にお問い合わせください。	窓口 38 （北庁舎1階） 障害福祉課 障害福祉係 電話 71-2225 FAX 74-6789
特別児童扶養手当	20歳未満の重度、中度の障害児を養育している保護者の方は、ご相談ください。	・身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ) ※手帳がなくても申請できる場合があります。	
障害福祉サービス	障害福祉サービスを受給されている方は、サービス利用の申請をしてください。	・障害者手帳 ・受給者証(前住所のもの) ・マイナンバーの確認できる書類	窓口 39 （北庁舎1階） 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259 FAX 74-6789
更生医療	自立支援医療（更生医療）に該当する方の医療費を助成します。	・身体障害者手帳 ・健康保険証又はその写し (同じ健康保険の加入者全員分) ・マイナンバーの確認できる書類 ・収入等が確認できる資料（市民税非課税の方のみ） ・前住所で支給認定を受けた際の医師の意見書と受給者証(写しでも可) ・特定疾病療養受療証（該当者のみ）	
育成医療	自立支援医療（育成医療）に該当する方の医療費を助成します。	・健康保険証又はその写し (同じ健康保険の加入者全員分) ・マイナンバーの確認できる書類 ・前住所で支給認定を受けた際の医師の意見書と受給者証(写しでも可) ・特定疾病療養受療証（該当する方のみ）	窓口 39 （北庁舎1階） 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259 FAX 74-6789

項目	内容	持ち物	担当
高齢者福祉	高齢者福祉サービスを利用したい方はご相談ください。		窓口 44 (北庁舎1階) 高齢福祉課 高齢福祉係 電話 71-2223
介護保険	65歳以上の方は介護保険被保険者証を交付しますので窓口へお越しください。 前住所地で要介護認定を受けていた方は、転入日から14日以内に申請が必要です。	・介護保険受給資格証明書(前住所地で発行されたもの)又はマイナンバーの確認できる書類	窓口 47 (北庁舎1階) 高齢福祉課 介護給付係 電話 71-2226
★原付等の住所変更	原付(125cc以下)・小型特殊は『安城市ナンバー』の登録手続きをしてください。 軽自動車・二輪車(125cc超)は、『車検証等の変更手続』が必要です。	・他市町村のナンバープレート又は廃車証明書 ・本人確認書類 該当機関にお問い合わせください。	窓口 51 (北庁舎2階) 市民税課 軽自動車税係 電話 71-2213
軽自動車税の減免	障害者手帳等をお持ちの方等で軽自動車税減免の対象者は、車検証の住所を変更後に減免の申請をしてください。	・障害者手帳等 ・車検証 ・免許証 ・マイナンバーカード又は通知カード	
犬の登録	犬の登録事項を変更する手続きをしてください。手続きには犬の情報(名前、種類、生年月日)と犬の新旧所有者の情報(住所、氏名)が必要です。	・犬の登録鑑札 ・狂犬病予防注射済票	窓口 53 (北庁舎2階) 環境都市推進課 環境衛生係 電話 71-2206
固定資産税	固定資産(土地・家屋等)をお持ちの方で海外からの転入の場合は、手続きが必要です。		窓口 57 (北庁舎2階) 資産税課家屋係 電話 71-2215
★市税の口座振替	市税の口座振替の申し込み手続きを受け付けします。 ※支所、市内に本・支店のある金融機関、隣接市農協及び郵便局でも手続きいただけます。 ※口座振替Web申込サービスでも手続きいただけます。詳細は下記QRコードよりアクセスください。 	・通帳又は口座内容の確認できるもの ・通帳印	窓口 60 (北庁舎2階) 納税課管理係 電話 71-2216
市営住宅	新規入居をご希望の場合は、申し込みが必要です。また、すでにある世帯に入居される場合は、同居承認の手続きが必要です。	担当にお問い合わせください。	窓口 65 (北庁舎3階) 建築課 市営住宅係 電話 71-2240
桜井駅周辺 土地区画整理地区 保留地の所有者の住所変更	保留地所有者の住所を変更した場合は、届出をしてください。	・新旧の住所が確認できる書類(住民票の写し等)	窓口 90 (北庁舎4階) 区画整理課 桜井・三河安城係 電話 71-2261

	内 容	持 ち 物	担 当
児童クラブ	安城市内の児童クラブへの入会をご希望の方は、ご相談ください。		子育て支援課 児童クラブ係 (あんぱ〜く) <大東町> 電話 72-2319
小・中学校	あらかじめ転入校へ連絡し日程調整のうえ、右の書類を持参し、転入校へお出かけください。 また、私立学校等へ就学されているなど、指定の転入校へ就学しない方は、学校教育課へお越しください。	・就学校指定通知書 (市民課でお渡します) ・在学証明書 ※ ・教科用図書給与証明書 ※ (※今まで通っていた学校でお受け取りください)	学校教育課 学事係 (教育センター3階) <横山町> 電話 71-2254
	義務教育を受けるための経済的な援助(就学援助)が必要な方は、申請してください。	転入する学校又は担当にお問い合わせください。	
	安城市小中学校児童生徒学校給食費無償化事業を行っています。詳細は担当にお問い合わせください。	担当にお問い合わせください。	総務課 給食係 (教育センター3階) <横山町> 電話 71-2253
水道	土・日・祝日を除く前日までに使用開始の手続きをしてください。市公式ウェブサイトからも24時間使用開始の申込みができます。	・通帳、通帳印 (口座振替をご希望の方)	水道業務課 水道お客様窓口 (西庁舎1階) 電話 71-2249
妊産婦・乳児健康診査受診票等	前住所地発行のものを交換しますので、保健センターへお越しください。	・妊産婦・乳児健康診査受診票等 (前住所で発行されたもの) ・母子健康手帳	健康推進課 (保健センター) <横山町> 電話 76-1133
子どもの予防接種	中学1年生までの子どものいる世帯に予防接種歴届出書が後日届きますので、ご提出ください(13歳以上の男子は除く)。	母子健康手帳等の記録を参考に にご記入ください。	
HPV(子宮頸がん)ワクチン接種	3回接種が未完了のH9.4.2以降に生まれた中学2年生以上の女性で接種希望者は、お問い合わせください。	子宮頸がんワクチン接種歴がわかるもの	事業の詳細については、市ホームページをご確認ください。
風しん追加接種(男性のみ)	予防接種が未完了でS37.4.2~S54.4.1生まれの希望者は、お問い合わせください。		
健康診査	健康診査のメニューについては、市公式ウェブサイトでご確認ください。	受診票等は担当へお問い合わせください。	
ごみ処理	ごみステーションの場所、ごみ出しについては、町内会又はマンション管理者等に確認してください。引越しに伴う多量ごみは、収集できませんので、市の施設に直接搬入してください。 ごみの分別方法は「ごみと資源の分け方・出し方」をご覧ください。		清掃事業所 (リサイクルプラザ) <堀内町> 電話 76-3053 環境クリーンセンター <和泉町> 電話 92-0178
図書館利用者カード	図書館資料の貸出及び施設予約に必要な利用者カードを発行します。	・本人確認書類 (氏名・生年月日・新住所が確認できるもの)	アンフォーレ課 (図書情報館) <御幸本町> 電話 76-6111